

秋田ワーケーション推進協会 規約

■第 1 条 名称

本協会を「秋田ワーケーション推進協会」と称します（以下本協会という）。また、本協会の会員を「会員」と称します。

■第 2 条 目的

本協会は、秋田県の企業・団体、自治体、首都圏の企業などが連携し、大都市から秋田へのエリアシフト促進によって秋田県の経済振興に寄与することを目的とします。観光、文化、自然、産業など「秋田ならではの良さ」を生かして、楽しく働き、生きるためのエリア（ロケーション、ファシリティ）とソフト（ホスピタリティ）を提供し、県外から人・仕事・企業を誘引する活動を行います。

■第 3 条 活動

本協会は、第 2 条の目的達成のため、ワーケーション認知・普及・浸透に関わる活動を幅広く展開します。具体的内容は各期の事業計画で定めます。

■第 4 条 会員

① 構成

会員は、一般会員（法人、個人）と特別会員（自治体、経済団体・学術団体等）で構成されるものとします。

② 入会

本協会への入会を希望する場合は、入会フォームに必要事項を記載のうえ、提出するものとします。

入会申込フォームアドレス：<https://akita-work-vacation.satori.site/entry-us>

なお、入会資格は運営会議の承認を受けた方とします。

③ 届出事項の変更

会員は、所属する企業や所在地、役職等変更があった場合は速やかに本協会の事務局に報告するものとします。

④ 退会

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失します。

（ア）退会の申し出を行った場合

会員は、事務局に退会届（書式は自由）を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。なお、退会の場合、退会会員が既に支払った会費については返金されません。

（イ）除名された場合

会員が、他の会員、本協会を誹謗中傷する行為があると本協会が判断した場合、又は本協会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合は、当該会員に対し除名の処分をすることができます。

（ウ）会員が死亡、破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申し立てをされ又は自ら申し立てた場合

■第 5 条 会議

本協会の会議は、以下の通りとします。

① 本協会の会議は、総会及び運営会議とします。

② 総会は、会長がこれを招集することとし、毎年事業年度終了後 3 か月以内、又は、必要に応じて随時、会員のみで開催す

るものとします。

- ③ 総会の議長は、会長がこれにあたります。会長に事故があるときには、その総会に出席した会員の中から選出します。
- ④ 総会は、以下の事項について議決します。
 - (ア) 規約の変更
 - (イ) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
 - (ウ) 事業報告及び収支決算報告
 - (エ) 役員の選任・解任
 - (オ) その他運営に関わる重要事項
- ⑤ 総会の議決権は一般会員が各 1 個有するものとし、出席した当該会員の過半数をもって決議されます。
- ⑥ 運営会議は、会長が概ね毎月一回招集し、出席者は会長に一任し開催します。
- ⑦ 運営会議の議長の選任は、会長に一任します。
- ⑧ 運営会議は、以下の事項について合議し、参加者の過半数をもって決議します。
 - (ア) 活動計画の作成
 - (イ) その他運営に関わる事項
- ⑨ 本協会の会議は総会、運営会議とも議事録を作成し、会長及び参加者 2 名以上が記名をします。

■第 6 条 役員等

役員等は以下の通りとします。なお、本協会の役員等は総会にて選任し、役員等の任期は 1 年とします。但し、再任は妨げないこととします。

- ① 会長 1 名 ※会長は本協会を代表し、その業務を執行します。
- ② 副会長 1 名
- ③ 理事 1 名以上
- ④ 会計監事 1 名以上

■第 7 条 会費

本協会は、経常的に生じる活動費用に充てるため、以下の会費（年会費）を徴収します。会費にはいずれも消費税が別途掛かり、今後の消費税率の変更により変動します。年会費は、事務局より発行される請求書により 1 年分を納付する（原則、新年度総会実施後 3 か月以内に発行、新規加入会員は事務処理手続き後発行）に 1 年分を納付するものとし、年度途中で入会した場合も年会費は一律とします。支払方法は当協会が指定する銀行口座へ振り込むものとします。

<一般会員>

年会費：一口 1 万円、一口以上

<特別会員 >

年会費：無料

■第 8 条 会計

- ① 本協会の事業年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとします。
- ② 本協会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会計監査を受けた上で、総会の承認を受けるものとします。

■第9条 事務局

本協会の事務を処理するために、事務局を秋田市に置きます。事務局は、会計を含む協会事務全般を担います。

■第10条 本協会の廃止

本協会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本協会の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することがあります。この場合、本協会は利用者に対して賠償の責任を負いません。

■第11条 個人情報の扱い

本協会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、本協会の活動目的においてのみ使用するものとします。

■第12条 責任の範囲

本協会は特に必要な場合を除き、会員間での取引には介在しません。

■第13条 規約内容の変更手続

本規約の変更については、総会での発表及び承認を必要とします。但し、規約の変更内容を所定の方法により発表した後 7 日を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該規約内容の変更に同意したものとみなします。

■第14条 準拠法

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則：（2020年11月10日実施）

この規約は2020年11月10日から施行します。

制改定履歴

制定 2020年11月5日

改定 2021年8月5日

改定 2021年12月15日

以上